

高松高裁総第496号

平成31年4月18日

山中理司様

高松高等裁判所長官 秋葉康弘



司法行政文書開示通知書

3月26日付け（同月28日受付、高松高裁総第388号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年度における高松高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序（平成31年4月1日施行分、両面で5枚）

2 実施の方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1549

平成31年度における高松高等裁判所の裁判官の配置、
裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

平成30年12月 5日（平成31年 1月 1日施行）

平成31年 3月12日（平成31年 4月 1日施行）

高松高等裁判所

第1 裁判官の配置

第1部ないし第4部並びに特別部の裁判官の配置は、別表第1のとおりとする。

第2 裁判事務の分配

1 民事事件（家事関係事件を含む。）及び行政事件

(1) 民事控訴事件、民事上告事件、民事抗告事件、行政控訴事件及び行政抗告事件の分配に当たっては、事件番号の個数にかかわらず、記録送付書1通ごとに1件として取り扱う。

(2) 次に掲げる事件は、その種別ごとに受理の順序に従い、第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

ア 民事控訴事件（原審の記録丁数が2,000丁未満のもの）

イ 遺産分割審判に対する抗告事件を除く民事抗告事件（原審の記録丁数が2,000丁未満のもの）

ウ 遺産分割審判に対する抗告事件（原審の記録丁数が2,000丁未満のもの）

エ 行政控訴事件（原審の記録丁数が2,000丁未満のもの）

オ 民事上告事件（原審の記録丁数が2,000丁未満のもの）

(3) 次に掲げる事件は、その種別、区分ごとに受理の順序に従い、第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

ア 民事控訴事件（ウを除く。）

(ア) 原審の記録丁数が2,000丁以上4,000丁未満のもの

(イ) 原審の記録丁数が4,000丁以上7,000丁未満のもの

(ウ) 原審の記録丁数が7,000丁以上10,000丁未満のもの

イ 行政控訴事件（ウを除く。）

(ア) 原審の記録丁数が2,000丁以上4,000丁未満のもの

(イ) 原審の記録丁数が4,000丁以上7,000丁未満のもの

(ウ) 原審の記録丁数が7,000丁以上10,000丁未満のもの

ウ 民事控訴事件・行政控訴事件（原審の記録丁数が10,000丁以上のもの）

エ 民事上告事件

（ア）原審の記録丁数が2,000丁以上5,000丁未満のもの

（イ）原審の記録丁数が5,000丁以上のもの

オ 民事抗告事件

（ア）原審の記録丁数が2,000丁以上5,000丁未満のもの

（イ）原審の記録丁数が5,000丁以上のもの

カ 民事再審事件

キ 行政第一審訴訟事件

ク 行政抗告事件

ケ 行政再審事件

（4）高等裁判所を第一審とする家事審判事件は、基本となる家事抗告事件が係属する部に分配する。

（5）上告提起事件、上告受理申立て事件、特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件及び特別上告提起事件は、当該事件の原裁判をした部に分配する。

（6）雑事件（裁判官等に対する除斥又は忌避事件を除く。以下他の雑事件についても同じ。）は、本案が係属し、又は係属した部に分配する。ただし、本案のないものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

2 人身保護事件

（1）人身保護請求事件は、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

（2）人身保護雑事件は、本案の人身保護請求事件の係属する部に分配する。

3 刑事事件（少年保護事件を含む。）

（1）刑事の控訴事件及び抗告事件並びにその他の刑事に関する事件は、別に定めるものを除き、第1部に分配する。

(2) 決定に対する異議申立事件は、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に各2分の1の割合で分配する。

4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の裁判に対する抗告事件

第1部に分配する。

5 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件等

(1) 抗告事件は、第1部に分配する。

(2) 異議申立事件は、第1部のした裁判に対するものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に、第2部又は第4部のした裁判に対するものは第1部にそれぞれ分配する。

6 裁判官等に対する除斥又は忌避事件

(1) 裁判官及び裁判所書記官に対する除斥又は忌避事件は、第1部に関するものは、受理の順序に従い、前年度に引き続き第2部及び第4部に、第2部に関するものは第4部に、第4部に関するものは第2部にそれぞれ分配する。

(2) 刑事訴訟法第23条第4項の事件は第1部に分配する。

7 分配の変更

(1) 前各号により事件を分配すべき部の構成員に除斥原因（民事訴訟法第325条第4項に該当する場合を含む。以下同じ。）があるときは、次順位の部（次順位の部がない場合は、第4の裁判官の代理順序の例による。）に分配する。

この場合には、分配された事件の数に応じて、その直後の当該部に対する事件の分配を減ずる。

(2) 一の部に分配された事件について、その部の構成員に除斥原因があるとき、他の部に関係する事件が係属するとき、そのほか他の部において審理裁判するのが相当であるときは、関係する部の総括者の協議により、事件を他の部に分配換えをすることができる。この場合、当該部は、分配換えをした事件

に代えて事件の分配又は分配換えを受けるものとし、その方法は、関係する部の総括者の協議による。

8 特別部に分配する事件

裁判所法第16条第4号の事件及び裁判官分限事件は、特別部に分配する。

第3 開廷日割

別表第2のとおりとする。

ただし、必要があるときは、隨時開廷することができる。

第4 裁判官の代理順序

1 裁判長に差し支えのある場合は、その部の裁判官が、第1に掲げた順序により代理する。

2 特別部を除く各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのある場合は、第1部の裁判官については、第2部又は第4部の裁判長以外の裁判官が代理し、第2部の裁判官と第4部の裁判官については、相互に代理し、これによることができないときは、高等裁判所長官の指名する裁判官が代理する。

3 一つの部の裁判官全員に差し支えのある場合は、他の部の裁判官がこれを代理する。ただし、夏期休廷期間中の代理は、別表第4のとおりとする。

4 特別部の裁判官に差し支えのある場合は、高等裁判所長官の指名する裁判官が代理する。

第5 司法行政事務についての代理順序

1 高等裁判所長官に差し支えのある場合は、別表第3の順序により代理する。

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのある場合の代理順序は、裁判長に差し支えのある場合の例による。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1)

裁判官の配置			
第1部	裁判長	判事	杉山慎治
		判事	新崎長俊
		判事	長谷川利明
第2部	裁判長	判事	神山隆一
		判事	上寺誠
		判事	寺西和史
		判事	千賀卓郎
		判事	松阿彌隆
第3部		判事	横地大輔
	裁判長(兼)	判事	杉山慎治
	(兼)	判事	新崎長俊
	(兼)	判事	長谷川利明
第4部	裁判長	判事	増田隆久
		判事	寺岡洋和
		判事	林啓治郎
		判事	河端裕美子
特別部	裁判長 高等裁判所長官		秋葉康弘
		判事	神山隆一
		判事	増田隆久
		判事	杉山慎治
		判事	寺西和史
		判事	千賀卓郎
		判事	松阿彌隆

(別表第2)

部	開廷日割
第1部	毎週火、木曜日及び毎月第1、第3、第5水曜日
第2部	毎週水、金曜日及び毎月第2、第4月曜日
第4部	毎週火、木曜日及び毎月第1、第3、第5月曜日
特別部	隨時

(別表第3)

司法行政事務についての代理順序	
判 事	神 山 隆 一
判 事	増 田 隆 久
判 事	杉 山 慎 治

(別表第4)

夏期休廷中の部の代理順序

夏期休廷中の部の裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

休廷日割	差し支え部	代理部及び順序
前期 (7/21~8/10) 第4部	第1部	8/11~8/21 第4部, 第2部 8/22~8/31 第2部, 第4部
	第2部	8/1~8/10 第1部, 第4部 8/11~8/21 第4部, 第1部
中期 (8/1~8/21) 第2部	第4部	7/21~7/31 第2部, 第1部 8/1~8/10 第1部, 第2部